

## 4.2 公園・緑地の方針

### (1) 基本的な考え方

都市において公園や緑地は、生活に潤いを与えるだけでなく、貴重な都市の自然であるとともに、人の集うコミュニティ形成の場であると言えます。

会津若松市では、市街地内の多くの街区公園をはじめ、各種の公園や緑地が整備されておりますが、こうした既存ストックの長寿命化を図りながら、施設の利活用の向上、機能の充実を進めていきます。

また、公園や緑地は、地震などの自然災害時においては、一時避難場所として重要な機能を持つオープンスペースであることから、避難場所としての機能充実に向け、整備を進めていきます。

本市の市街地には、公園施設の他、民地の緑、社寺の緑など、身近な緑のほか、ランドマークとなっている鶴ヶ城の緑、市街地の背景となっている背負山、小田山など、丘陵地の多くも緑に囲まれています。これらの緑は、本市の特色である「盆地景観」の重要な構成要素でもあることから、地域全体での「緑の連携」の維持、形成のため、必要な整備を行います。

また、周辺部には、湯川、阿賀川などの水辺空間もあり、緑と水のやすらぎのある空間として多くの要素があることから、これらの貴重な要素を整備・充実させ、またネットワーク化することにより、『緑と水に囲まれた潤いあるまち』のイメージを創り出していきます。

#### ■公園・緑地の基本的な考え方

#### 緑と水に囲まれた潤いあるまちをつくる

①公園を適正に配置する

②まちなかの緑やオープンスペースを活用する

③「水と緑の軸」をつくる

④市街地周辺の豊かな自然を保持する

⑤災害時における避難場所としての機能を充実する

## (2)公園・緑地の方針

### ①公園を適正に配置する

市街地における公園は、憩い、レクリエーション・スポーツ活動などに活用されるだけでなく、地域住民のコミュニティ形成、災害時の避難場所、イベントの開催など、住民生活と切り離すことのできない関係にあります。

会津若松市においては、都市計画公園を含めて、街区公園41箇所、近隣公園2箇所、地区公園1箇所、その他の公園27箇所が整備されているものの、中心市街地における1人当たりの公園面積が不足している状況にあります。

また、地震などの自然災害時における、公園の避難場所としての機能を確保するため、今後、市街地の再開発などにあたっては、適正な公園配置を検討していくとともに、既存の公園・緑地の適正な維持管理に努めます。

#### a. 既存公園における利用者の拡大を図る

地域の拠点となる公園として、会津総合運動公園と会津レクリエーション公園があり、更なる利用促進に向けた工夫や機能の充実を図っていきます。また、その他の公園についても、地域住民の利便性向上に努めます。

#### b. 公園・緑地の適切な維持管理に努める

公園・緑地の維持管理においては、既存ストックの長寿命化を図る観点から、進行する老朽化に対する安全強化のため、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な改修・更新を進めるとともに、地域住民や関係団体等との連携により、良好な維持管理に努めます。

#### c. 墓園の適切な維持管理に努める

墓園の整備については、今後の需要動向等を見極めていくとともに、既存の大塚山墓園の良好な環境の維持管理に努めます。

### ②まちなかの緑やオープンスペースを活用する

市街地においては、公園だけでなく、民地の庭木や社寺林、農地など多くの緑が潤いとやすらぎを与えています。こうした緑を増やし、活用することによってまち全体に緑を広げていきます。

#### a. 鶴ヶ城を緑のシンボルとして保全・活用する

鶴ヶ城は、歴史的なシンボルというだけでなく、豊かな緑を湛える「緑のシンボル」であり、自然的景観に優れた樹林や水辺空間を有する風致地区として、高樹齢の桜などは適切な処置や更新等を行い、桜の名所としての景観を守っていくものとします。

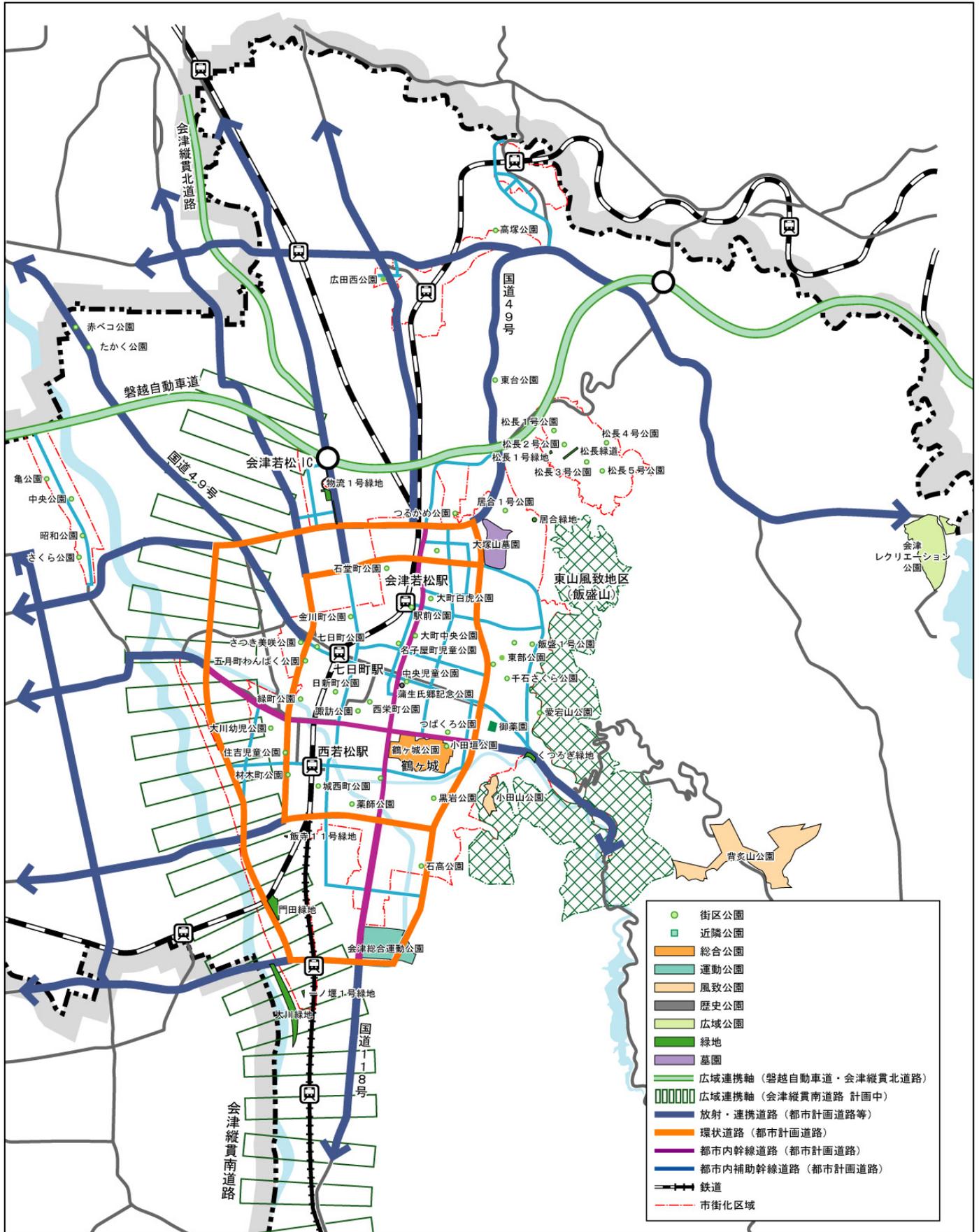
また、鶴ヶ城のお濠についても、水質の浄化などを推進し、環境の再生・保全を図ります。

#### b. 公共施設の緑化を図る

学校、公民館などの公共施設においては、積極的な緑化を推進し、まちに潤いを与えていくものとします。

学校においては、広い敷地を活かし、生き物の生息空間となるよう、また、生き物について学ぶ場となるよう、ビオトープなどの自然空間の創造を図っていくものとします。

■市街化区域内における都市計画公園等の状況



### c. 民有地の緑を活用する

個々の住宅の庭木や農地の緑は、緑地としての大きな要素であり、雨水の保水機能なども期待されることから、公園などのまとまった緑地空間とともに、市街地においては貴重な緑です。

このようなまちなかの緑を活かしていくため、積極的な緑化推進を図っていくとともに、社寺林や斜面緑地などについても保全を図っていくものとします。

### d. 河川空間の緑を活用する

河川空間は、市街地における貴重なオープンスペースであり、自然空間であることから、まちなかの緑と同様、積極的な緑地の整備・保全を図っていくものとし、また、高水敷を利用した公園の整備などにより、人々の安らげる空間としても、整備を図っていくものとします。

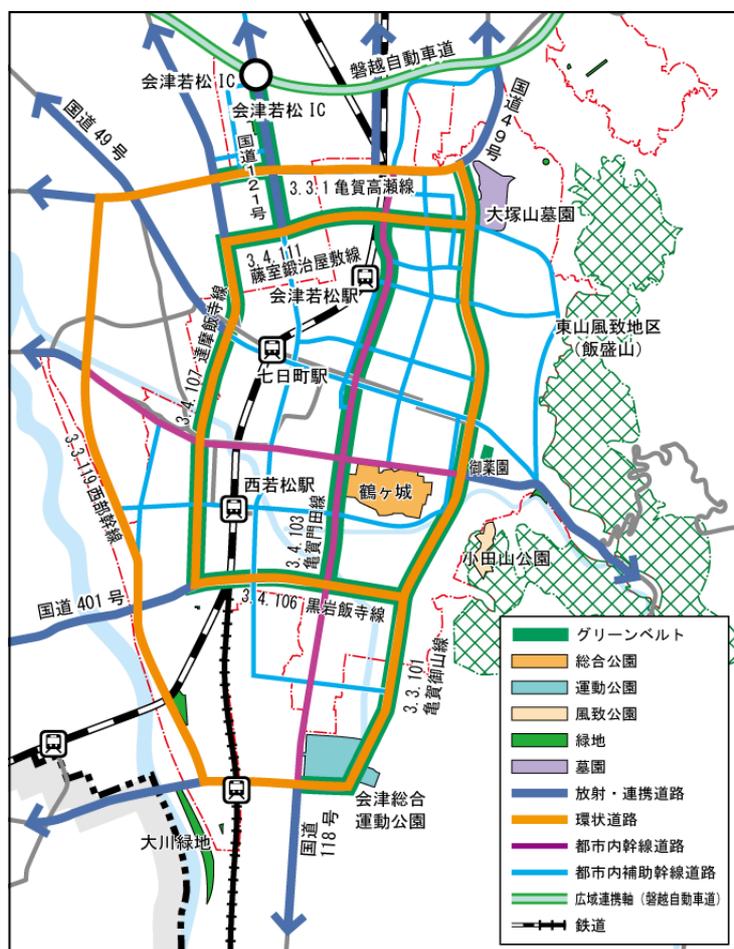
## ③「水と緑の軸」をつくる

河川や道路などの「軸」と公園などの緑の「拠点」をつなぐことにより、広がりを持った「緑と水に囲まれたまち」の創出を図ります。

道路空間においては、グリーンベルト整備、積極的な緑化により「緑の軸」をつくっていきます。

市街地内の河川だけでなく、阿賀川などの市街地縁辺の河川空間についてもサイクリングロードなどとのつながりを持たせ、水に親しみ、緑を満喫できる「水と緑の軸」をつくっていくものとします。

■グリーンベルトの配置方針図



#### ④市街地周辺の豊かな自然を保持する

農地や丘陵地などの豊かな自然環境は、「まちの原風景」を創造し、人々に潤いを与えるばかりでなく、生き物にとっても貴重な生息空間であり、次世代に引き継ぐべき大切な自然環境であることから、緑地としての活用を図りつつ、豊かな自然環境の保全を図っていくものとします。

農地は、面的な緑を提供するだけでなく、雨水の保水機能や、会津若松市の地場産業を支える活力の源でもあることから、農地整備などの推進を図っていくとともに、貴重なまちの緑の一部として、環境の保全・創造を図っていくものとします。

背灸山公園や、小田山公園をはじめとする、丘陵部の緑地は、林業などとの調整を図りつつ、貴重な自然環境として、保全・創造を図っていくものとします。

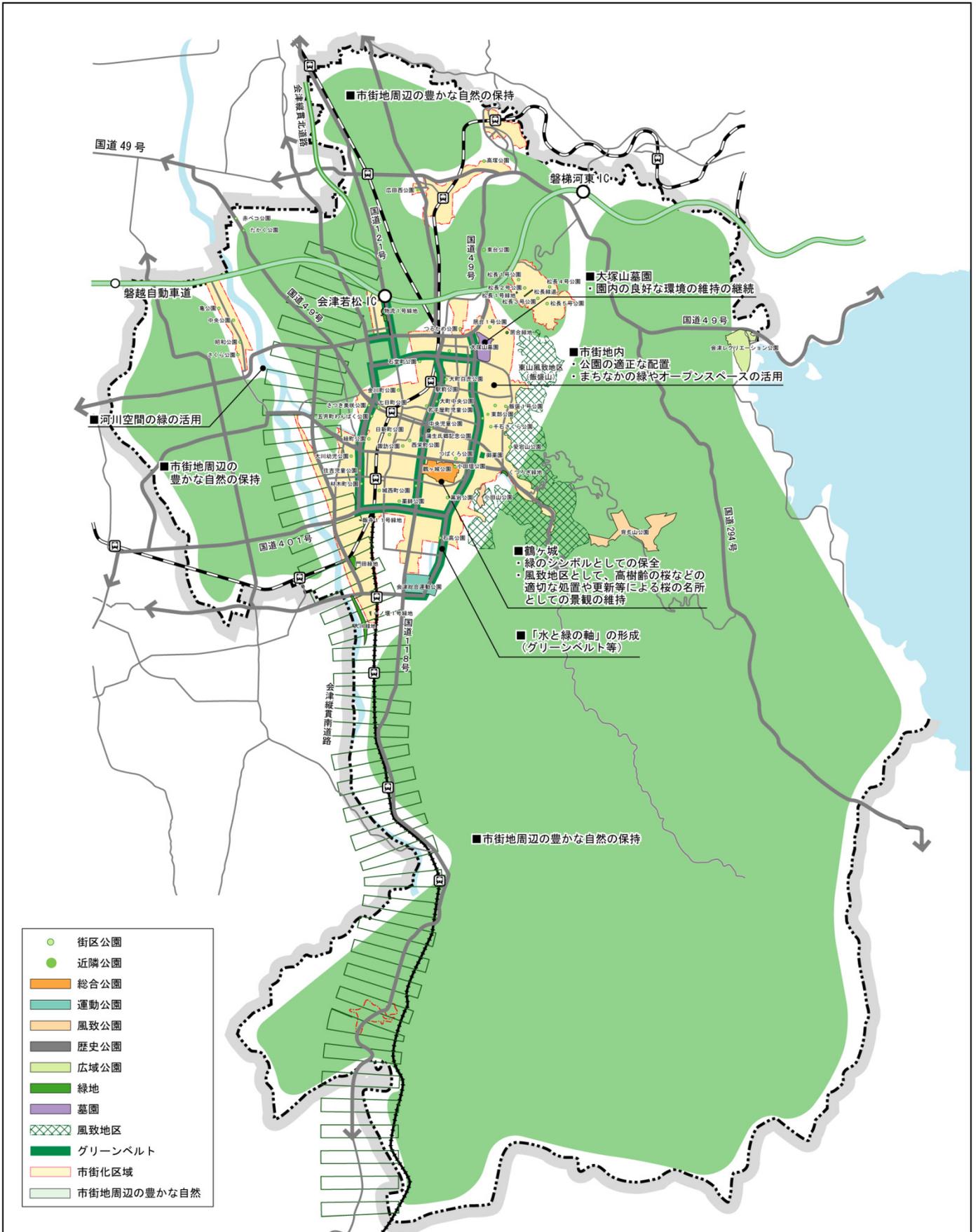
丘陵裾部のホテルの生息空間などにおいては、その環境の保全を図り、人々が自然に触れる活用を図っていくものとします。

猪苗代湖畔緑地は、水辺とともに美しい自然環境を備えていることから、今後も豊かな自然環境の保全を図るとともに、レクリエーションをはじめとする観光拠点としての活用を図っていくものとします。

#### ⑤災害時における避難場所としての機能を充実する

公園は、地震などの自然災害時等における住民の一次避難場所として、重要な機能を有することから、公園緑地の適正な管理を行いながら、機能の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進していくものとします。

■公園・緑地方針図



## 4.3 河川・下水道の方針

### 4.3.1 河川・水路の方針

#### (1) 基本的な考え方

都市における河川は、豊かな水を湛え、潤いある景観をつくっています。会津若松市には、南北を流れる阿賀川をはじめ、湯川や瀬川など多くの河川があり、豊かな水は農業や住民生活を支え、また、ふるさとの原風景をつくり、生き物にとっても貴重な生息環境となっています。

一方、市街地内においては、近年頻発するゲリラ豪雨など、集中豪雨時などにおける浸水の内水被害が未だ頻発しており、河川の整備にあたっては、市民及び市民の財産を守る安全性の確保を第一の整備目標として推進していくものとします。

#### ■河川・水路の基本的な考え方

#### 安全で、潤いのある河川環境をつくる

① 総合的な治水対策を推進する

② 水辺環境を保全・再生する

③ 水辺空間を憩いの空間として活用する

#### (2) 河川・水路の方針

##### ① 総合的な治水対策を推進する

会津若松市は阿賀川をはじめ、湯川、旧湯川、瀬川、不動川、古川などの一級河川が多く流れる豊かな水環境に恵まれています。また、市街地内では、水田のための水路も多くあり、生活の中において、水は身近な存在となっています。

その一方で、近年頻発する突発的、局地的なゲリラ豪雨による浸水被害も多発していることから、治水の安全性の確保が重要になります。

このため、治水対策として、関係機関との連携を図りながら、水路・道路側溝の部分的な改修や水門の自動化の推進、長期的な視点からの雨水幹線や河川の整備、開発許可制度における雨水対策などを行いながら、総合的な治水対策に取り組んでいきます。

また、豪雨時の市域における段階的な流水等を促進するため、地域住民や事業者等との連携による取り組みも視野に入れながら、本市の特性に合った、適切な保水、集水、貯水、利水の体制づくりを検討します。

## ②水辺環境を保全・再生する

まちの河川の主軸となっている阿賀川は、河川空間も広大で、生き物にとっても、緑地としても貴重な自然環境を有しています。また、その他の河川においても、水辺空間は都市における貴重な自然資源となっています。

そのため、豊かな自然の残る水辺環境の保全を積極的に行っていくとともに、河川整備にあたっては、水辺の自然に配慮し、多自然川づくりにより、水辺環境の保全及び再生に努めていきます。

## ③水辺空間を憩いの空間として活用する

水辺空間の豊かな自然は、人々にとって潤いの空間であるとともに、レクリエーションの場としての活用が求められています。

そこで、都市部における貴重な水辺空間を、自然環境に配慮しながら河川沿いの広場や親水空間などとして整備し、水辺の憩いの空間の創出を図るとともに、湯川など、地域のまちづくりと一体となった整備を行った河川敷については、住民等による利活用の向上を促進します。

また、市街地を流れる河川などについては、川沿いにおける並木の形成などの積極的な緑化により潤いの空間としての再生を図り、まちなみと調和した空間の創造を図ります。

## 4.3.2 下水道の方針

### (1)基本的な考え方

本市においては公共下水道事業が進められており、生活環境の改善や河川の水質保全などの役割を果たしています。下水道の整備にあたっては、原則として、市街化区域においては公共下水道事業により整備を行い、市街化調整区域においては、個別生活排水事業や農業集落排水事業を進めることとしながら、事業の経済性、効率性を踏まえた整備手法を検討します。

今後も多面的に事業を推進し、生活環境の向上を図っていくとともに、浸水被害の解消を図り、市民の快適な生活空間を確保するため、施設の長寿命化を踏まえながら、下水道の整備を推進していきます。

#### ■下水道の基本的な考え方

#### 多面的な汚水処理事業により、市全体での生活環境を向上する

①管渠網の整備とあわせ、接続率を高める取り組みを行う

②市街化区域以外の区域においても、汚水処理事業を推進する

③雨水幹線の整備による治水対策を推進する

④地震に強い施設を整備する

## (2)下水道の方針

### ①管渠網の整備とあわせ、接続率を高める取り組みを行う

公共下水道事業は3つの処理区で進められ、平成23年度末現在、1,734haの区域で整備が完了しており、面整備率も順調に向上しています。

今後は、未整備の管渠整備を順次進めていくとともに、個々の家庭への接続率を高めるための取り組みを行い、自然環境負荷の低減につなげていきます。

### ②市街化区域以外の区域においても、汚水処理事業を推進する

市街化調整区域などにおいては、個別生活排水事業の推進や農業集落排水事業の施設維持などの汚水処理事業を推進し、市全体において良好な生活環境の整備を図り、循環型社会の構築を目指していきます。

### ③雨水幹線の整備による治水対策を推進する

浸水被害への対策として、広断面管渠の下水道雨水幹線を根幹施設として位置づけ、下水道認可区域内における計画的な整備を図り、総合的な治水対策を推進します。

### ④地震に強い施設を整備する

地震など災害時において、施設の機能確保が重要であることから、管路等に被害が及ぶことがないように、液状化による影響も考慮した整備を図ります。

■河川・下水道の方針図

